

特記仕様書

1 業務委託の目的

当該業務は、電気事業法第 39 条に基づき同施行規則(以下「規則」という。)第 52 条第 2 項の規定による電気工作物の保安管理業務を行うものである。

また、自家用電気工作物の保全確保を目的とし、経済産業省で定める技術基準に適合するように保持して事故を未然に防止するため高圧需要設備等の点検を行うものである。

2 保安管理業務の対象 (以下「事業場」という。)

次に掲げる自家用電気工作物とする。

(1) 事業場の名称 秋田県由利地域振興局福祉環境部

(2) 事業場の所在地 秋田県由利本荘市水林 4 0 8

(3) 需要設備

ア. 受電電圧 6,600 ボルト

イ. 設備容量 70 キロボルトアンペア

(4) 発電所

ア. 種類 太陽電池発電設備

イ. 発電電圧 202 ボルト

ウ. 出力 10 キロワット

3 契約期間

本業務の履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、契約から履行開始までの期間は業務打合せ及び業務計画書作成等の準備期間とし、履行開始日までに業務実施体制を確立しておくものとする(受注者は各事業場の対応事業所所在地一覧、緊急時の連絡先一覧を業務着手時に提出すること)。

4 受注者の資格及び要件

(1) 規則第 52 条の 2 第 1 号に該当する者(以下「電気管理技術者」という。)

または同条第 2 号に該当する者(以下「電気保安法人」という。)であること。

(2) 電気保安法人にあっては、役員または従業員の中から事業場に係る保安業務担当者(規則第 52 条の 2 第 2 号ハに規定するものをいう。)を定めること。

(3) 5 に定める保安管理業務を履行できる者であること。

(4) 電気管理技術者または保安業務担当者(以下「電気管理技術者等」という。)の主たる連絡場所が事業場に 2 時間以内で到達し得る場所にあること(受注者は各事業場の担当者の氏名、主たる連絡場所の住所一覧を業務着手時に提出すること)。

5 保安管理業務

(1) 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保(以下「保安管理業務」という。)を、次のアからオまでに掲げる基本原則に

従って行うこと。

ア 電気管理技術者等が、保安規程に基づき保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の（ア）から（エ）までに掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

（ア） 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の a から e までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- a 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- b 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- c 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- d 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- e 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

（イ） 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の a から e までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

- a 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- b 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- c 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- d 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- e 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（ウ） 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

（エ） 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

イ 発注者は、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。電気管理技術者等は、事業場における保安管理業務を行う際にその身分を示す証明書により自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

ウ 発注者は、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録（当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。）を確認及び保存する。

エ 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルが「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内視）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

オ 電気管理技術者等は、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中（以下「工事期間中」という。）の点検、月次点検（規則第53条第2項第5号に基づき（2）に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ。）を行う。

カ 電気管理技術者等は、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を発注者に指示又は助言する。

(2) 月次点検の頻度は3ヶ月に1回とし、アからイに掲げる要件に従って行うこと。

ア 外観点検及び測定は、次表に掲げる内容を基本とする。

【需要設備】	
対象設備	点検項目
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具・配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等	
<受・配電盤>	
<設置工事> 設置線、保護管等	
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具・配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具・配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態
【太陽電池発電所】	

対象設備	点検項目
太陽電池アレイ	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具・配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態
接続箱	
パワーコンディショナー	
系統保護装置	

イ アの点検のほか、発注者及びその従事者に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

(3) 年次点検を月次点検に係る(2)の要件に加え、次のア及びイに掲げる要件に従って行うこと。

ア 1年に1回行う。

イ (2)アの外観点検項目に加え、次表に掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

【需要設備】	
対象設備	点検項目
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断機の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等	
<受・配電盤>	
<設置工事> 設置線、保護管等	
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断機の連動動作試験 自動始動・停止試験 運転中の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)の異常の有無
<蓄電池設備>	蓄電池設備のセルの電圧、溶解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
【太陽電池発電所】	
対象設備	点検項目
太陽電池アレイ	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 単独運転検出機能の確認 指示計器の状態
接続箱	
パワーコンディショナー	
系統保護装置	

(4) 工事期間中は、上記(2)アに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

(5) 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペアとする。)以上

の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のア及びイに掲げる処置を行うこと。

- ア 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - イ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- (6) 事故・故障発生時に、次のアからエまでに掲げる処置を行うこと。
- ア 電気管理技術者等が事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を受注者又はその従業者から受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
 - イ 電気管理技術者等は、事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。
 - ウ 電気管理技術者等は、事故・故障の原因が判明したときは、同様の事故・故障を再発させないための対策について設置者に指示又は助言を行う。
 - エ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要があるときは、電気管理技術者等は、発注者に対し事故報告するよう指示を行う。

6 保安全管理業務の遂行

- (1) 電気管理技術者は、病気その他やむを得ない場合に対処するため、他の電気事業法施行規則に適合する者の中から保安業務を代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を代行させるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に保安全管理業務の一部を実施させることができる。
また、保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し保安全管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (3) 受注者は、代行者または保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、受注者の事業所への連絡方法とともに書面をもって発注者に知らせることとする。
なお、代行者または保安業務従事者の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- (4) 作業の実施にあたっては労働安全衛生法及び労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。

7 相互の協力

次に掲げる場合は、協議の上、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- (1) 発注者が電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合及び工事が完成した場合に竣工検査を行うとき。
- (2) 主務官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
- (3) 発注者が平常時及び事故その他の異常時における運転操作、体制整備等について定める場合。
- (4) 発注者が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安に関する

る必要な事項を教育し、または演習訓練を行う場合。

- (5) 発注者が責任分界または需要設備構内を変更する場合。
- (6) その他必要な場合。

8 その他

- (1) 契約書中の「施設管理担当者」を「連絡責任者」に、「従事責任者」を「電気管理技術者等」に読み替える。
- (2) 受注者は、発注者に受注者への連絡方法、その他必要事項を通知するものとする。
- (3) 発注者は受注者に連絡責任者の氏名、電気事故その他の災害の発生状況及び電気の保安に関する組織の変更等について通知するものとする。
- (4) 受注者は、保安管理業務を行うために発注者の事業場に立入ることができるものとする。その際、発注者は5 (1) イに定める本人確認を行い、受注者は身分証明書を提示し、発注者が従業員に対して定める服務規律を尊重するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、必要に応じ発注者の電気工作物に関する記録の状況、書類図面等の保持状況について意見を述べることができる。
- (7) 発注者は、受注者と協議の上、発注者の負担において電気工作物の保安管理業務に必要な備品、機材及び消耗品を整備するものとする。
- (8) 書類、図面等の保存その他この契約に定めた事項以外の事項については、発注者の定める保安規程による。
- (9) 受注者は、その業務上の過失に基づく事故に対し、その賠償の責めに任ずるため賠償責任保険に加入するものとする。受注者の発注者に対する損害賠償の限度は、保険契約に基づき保険会社から給付される金額とする。
- (10) 対象電気工作物が、次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
 - ア 廃止された場合。
 - イ 主務官庁から電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合。
 - ウ 一般用電気工作物となった場合。
 - エ 受電電圧が7,000Vを超えた場合。
 - オ 発電所の出力が1,000kW（ただし、水力発電所、火力発電所「但し燃料電池発電設備を除く」、太陽電池発電所及び風力発電所は2,000kW）以上となった場合。
 - カ 構外にわたる配電線路の電圧が600Vを超えた場合。